

5 港街再第 2 9 7 号
令和 5 年 9 月 2 5 日

神宮外苑地区第一種市街地再開発事業
代表施行者 三井不動産株式会社
代表取締役 菰 田 正 信 様

港区長 武 井 雅 昭

神宮外苑地区第一種市街地再開発事業に係る更なる情報発信及び
銀杏並木の保全について（要請）

日頃から、港区政にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

神宮外苑地区第一種市街地再開発事業（以下「本事業」という。）については、本年 7 月に説明会を開催し、事業のホームページで説明動画を公開するなど、情報発信に努めておられると存じますが、区に対し、区民等からは引き続き説明会の追加開催や事業計画について見直しを求める意見などが出されています。

また、説明会において、4 列の銀杏並木を適切に保全することを改めて宣言されておりますが、近接する野球場などの施設建設に伴う銀杏並木への影響についても、多くの区民等から意見をいただいております。懸念については払しょくされていないと思われま

す。さらに、本年 9 月 7 日付けで、国際イコモスがヘリテージアラートを発令したことを受け、全国的に本事業への関心度がさらに高まっています。

このような社会情勢を踏まえ、区としましては、銀杏並木の保全の方針など、施行者による更なる情報発信が必要と認識しております。

つきましては、本事業に係る更なる情報発信及び銀杏並木の保全について、下記のとおり要請します。

記

- 1 説明会の追加開催などにより、より多くの方々に正しい情報が行き届くように、更なる情報発信に努め、区民等に共感を得られるまちづくりを進めてください。
- 2 本年 1 月に実施した銀杏並木の根系調査の結果の詳細を早期に公表してください。
- 3 継続して実施する根系調査の結果や樹木医等の見解を踏まえて、具体的な銀杏並木の保全の方針や、銀杏並木が創り出す風格ある景観に配慮した施設計画をさらに検討し、早期に情報発信してください。
- 4 特別区道第 1 1 0 7 号線の 1 8 本の銀杏について、具体的な移植・保全の方針を検討し、その内容を早期に示してください。